

令和6年度 巴町自治区 組長マニュアル① 組内の意見の取りまとめ

イ. 組内の意見の取りまとめ

組内の意見の取りまとめ及び苦情・悩み・要望など処理。

上記意見を吸い上げることによって改善の方向を見出し、住みよい町を作っていく必要があります。

組長は組のリーダー役として話しやすい雰囲気を作るように心掛けて下さい。

ロ. 自治区運営への参画（組長会1回／月定例会 原則：第1日曜日18時～）

組長は組の代表者として組長会には必ず出席する。

どうしても出席できない場合は代理者（奥様等）を立てるか、又は副区長に事前連絡をする。

② 区民の異動対応 （～別紙資料参照～）

区民の異動があった場合、「異動届」を出すように指導する。「異動届」が区費の徴収開始や区民情報のもとになります。ご対応をお願いします。

転入・転出時

- ・「異動届」の提出を要請する。（1部組長に配布）

（異動届の用紙は、市役所及び松平支所・自治区役員宅にあります。）

家族の一人でも転入、転出があった場合は異動届を起票していただくようお願いします。（子どもが住民票を移した時も、異動届を提出する。）

- ・提出された用紙はすみやかに副区長経由で区長へ提出する。

③ 区費の徴収方法

- ・区費は年12,000円（年）で、4．5．6月に10,000円を1月に2,000円を徴収する。4月はカキタ 5月は神田 6月は細畑とし1月は全地区とする。

- ・新規入居者は、入居月の翌月分より徴収する。入会金はありません。巴町から転出される場合は、転出月の前の月まで徴収する。

④ 広報・回覧等文書、物品の配布

各組長宅への配布担当組長一覧表

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カキタ	1組	2組	3組	4組	5組	6組	1組	2組	3組	4組	5組	6組
神田	10組	11組	12組	13組	7組	8組	9組	10組	11組	12組	13組	7組
細畑	17組	18組	19組	20組	14組	15組	16組	17組	18組	19組	20組	17組

(配布要領)

1) 担当月の組長宅（上記表）に地区分をまとめて届けます。

配布時期：広報1日号の2～4日前頃配布＋随時
地区内の各組の世帯数を確認し、各組長宅へ配布をお願いします。
(住宅地図・世帯数一覧表を参照)

配布後、**配布用袋は各組長から副区長へ返却**して下さい。

- ・ 広報とよたをはじめ色々なチラシ（全戸配布・回覧用）が配られます。
組ごとに配られる時期がずれると好ましくありませんので、届きましたら速やかに配布するようお願いします。
- ・ 回覧は早く確実に廻るように、回覧順序に従って日付が書き込めるチェック用紙を各組でご用意して下さい。

注) 後援会資料、選挙公報など市の配布物と関係ないものは市広報誌には絶対に折り込まないで下さい。

⑤ 公的寄付金の徴収

- ・ 年4回、公的寄付金の募集があります。
 - ・ 区民にご理解とご協力をいただくようお願いして下さい。
 - * 緑の募金・・・・・・・・・・・・・・・・・・6月
 - * 日本赤十字の社費募集・・・・・・・・・・6月
 - * 社会福祉協議会会費募集・・・・・・・・7月
 - * 赤い羽根&年末助け合い共同募金・・10月
- ☆徴収後、副区長に提出をお願いします。

⑥ ゴミ袋斡旋販売の取りまとめ（注文が少数のため本年度は中止）

- ・ 斡旋は年1回行ないます。（平成27年度から1回に変更になりました。）
- ・ 組内注文数を各戸毎に取りまとめ、**現金を添え**副区長に申し込みます。
 - * ゴミ袋の斡旋販売により、市より助成金（手数料）が入ります。

⑦ 慶弔関係

- ・ 子どもの誕生
「異動届」に記入して頂き区長まで提出して下さい。
(異動届の用紙は、市役所及び松平支所・役員宅にあります。)
- ・ 弔事に関して（～別紙資料参照～）
[弔事対応マニュアル]に従って対応して下さい。

⑧ 交通安全市民運動（街頭活動）（～別紙資料参照～）

4回/年の街頭活動を実施します。

- 1) 期間を通しての立哨当番があります。組内の当番制（2～3名/日当たり）
土・日・祝日は除く 7:20～7:40（小学生が登校する時間帯）
- ・ 春の運動 4/6(木)～4/15(土) 期間を通しての立哨当番： 組
 - ・ 夏の運動 7/11(火)～7/20(日) 期間を通しての立哨当番： 組

- ・秋の運動 9/21(木)～9/30(土) 期間を通しての立哨当番： 組
- ・年末の運動12/1(金)～12/10(日)期間を通しての立哨当番： 組

2) 運動期間中の市一斉街頭活動日の立哨をお願いします。
令和6年度の一斉街頭活動は中止

⑨ 区民会館・ふれあい公園・ゴミステーション掃除当番 (～別紙資料参照～)

- ・区民会館・ふれあい公園・ゴミステーション清掃は、1回/月
- ・組の輪番制で実施しています。組長が案内を出してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	11組	12組	13組	14組

⑩ 公園愛護会 (役員、組長は市に届け出を行います)

- ・公園愛護会の委員として、公園の維持管理を任されています。施設の破損につながる行為や危険な遊びは注意し合い、常に「管理」という目を向けて戴くよう心掛けて下さい。

⑩ 防犯灯の球切れ時対応 (～別紙資料参照～)

- ・防犯灯が切れたのを見つけたら、自治区役員に申し出てください。(防犯灯の下に、記号と番号が書いてありますので確認して連絡。)
例：12オ210

⑫ 防犯パトロール当番

- 1) 1回/月組毎により実施する。
- 2) 原則 第4日曜日または土曜日 *夏休み期間は土日実施
- 3) 実施時間 40分程度
- 4) 実施日時(下表は案)は組長で決めて、組内に案内して下さい。
*但し、夏休み期間中は20時以降で実施が望ましい。
- 5) パトロール用品は、一式玄関の正面のボックスにあります。
詳細は4月度組長会にて説明

4月28日	5月26日	6月30日	7月20日	7月21日	7月27日	7月28日	8月3日	8月4日	8月17日
20組	19組	18組	17組	16組	15組	14組	13組	12組	11組
8月18日	8月24日	8月25日	9月29日	10月27日	11月24日	12月22日	1月26日	2月23日	3月30日
10組	9組	8組	7組	6組	5組	4組	3組	2組	1組

⑬ 各部会活動 組長の役割分担

自治区事業及び松平コミュニティ活動事業を遂行するため次の部会を置き、各部会にて活動して頂きます。

(自治区部会)

- 1) 環境部会 : 生活環境に関する快適なまちづくり
環境美化活動サポート・ゴミステーション管理など

- 2) 行事部会 : 自治区イベントの企画、行事サポート
ともえ夏祭り等の企画、金魚花火等の手伝いなど
- ★下記松平コミュニティ会議部会の組長以外
の組長で上記活動をお願いします。別途具体的にご連絡します。

(松平コミュニティ会議部会)

- 1) 広報部会 : 松平地区広報「まつだいら」の発行
 - 2) 健康福祉部会 : 松平地区内の健康・福祉活動
 - 3) スポーツ部会 : スポーツ大会のサポート
 - 4) 青少年育成部会 : 青少年健全育成、パトロール、あいさつ運動など
※役員、部会、組長から各1名(幹部要員は役員対応)
※コミュニティ部会委員には手当てを支給します。
- ★令和6年度は1)、2)、3)、4)の部員選出依頼が来ています。
4) は子供会、JCにて内定

⑭ 主な行事内容(予定)

■自治区主催行事(事業)

- ・環境美化活動(6月・9月)
- ・巴ふれあいフェスタ(10月)
- ・敬老会(10月)
- ・防災訓練(10月)
- ・まちづくり活動(公園周辺整備) 2回程度
- ・防犯パトロール(4月~3月)
- ・高齢者対象の行事(2回程度)
- ・青色パトロール(防犯パトロールに置き換える)
- ・総会(3月)

■松平地区行事

- ・松平わくわくフェスタ(運動会&芸能) *組長全員参加希望
- ・健康フェスタ
- ・交流館祭
- ・金魚花火大会 準備&参加
- ・その他(各種講演会、説明会)

⑮ 土木・土地改良工事の要望について

道路、水路の改良や市道、歩道の舗装、道路側溝等の修繕の要望がありましたら、役員まで申し出て下さい。

* その他、市に要望等ありましたら申し出て下さい。

⑯ 組内親睦会開催

「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があるように、いざという時に助けてもらえるのは近所の方です。最小コミュニティである組内での交流を図り、より良い関係を日頃から持って戴くために、区から補助金を出して組内親睦会を開催して戴く活動をしています。

●組長は開催役としてよろしくお願いします。（別途要領等ご案内）

⑰ その他

（後援会活動について）

私たちが暮らす松平地区（巴町）が、『安全で安心して暮らせる』事は何よりも大切な事だと思います。

私たちがここに暮らし、この地域を今まで以上に良くして行くには、他の自治区と歩調を合わせた活動を推進し、地元選出の市議会議員さんと一緒に歩むことが一番近道と考えています。

＝後援会活動の基本的な考え＝

- ・市議会議員 ……後援会組織により活動を推進して行きます。
- ・県議、国会議員……後援会組織もなく、活動はしません。

最後になりますが、『自分達の手で、もっと住み良く楽しい巴町』を合言葉に活動を展開していきます。また、隣近所、組内、各地区単位での情報交換等連携を強めたまちづくりを進めますので、ご理解&ご協力をお願いします。

以上